

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA町役場における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を申立期間①については、資格取得日を昭和60年12月1日、資格喪失日を61年4月1日に、申立期間②については、資格取得日を61年12月1日、資格喪失日を62年4月1日に、申立期間③については、資格取得日を62年12月1日、資格喪失日を63年4月1日に、申立期間④については、資格取得日を63年12月1日、資格喪失日を平成元年4月1日とし、申立期間①の標準報酬月額を18万円、申立期間②、③及び④の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年12月1日から61年4月1日まで
② 昭和61年12月1日から62年4月1日まで
③ 昭和62年12月1日から63年4月1日まで
④ 昭和63年12月1日から平成元年4月1日まで

A町役場で、昭和58年度から平成3年度までの冬期間（毎年12月1日から翌年4月1日まで）、除雪作業に従事する臨時職員として、毎年面接の上採用され9年間同じように勤務した。

勤務していた期間のうち、申立期間についてのみ厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA町役場が申立人に交付した辞令原簿の写し及び雇用期間証明書、並びに雇用保険の加入記録（昭和60年12月1日取得から61年3月31日離職まで、61年12月1日取得から62年3月31日離職まで、及び62年12

月 1 日取得から 63 年 3 月 31 日離職まで) から、申立人が、申立期間において A 町役場に勤務していたことが認められる。

また、A 町役場の回答によれば、申立期間において除雪作業に従事した臨時作業員は毎年 3 人 (申立人を含む) おり、オンライン記録によると、申立人以外の二人は、当該期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、除雪作業に従事していた同僚で連絡が取れた二人からは、「厚生年金保険に臨時職員は、全員加入していたと思う。」旨の証言があり、申立期間当時、A 町役場の現業部門に勤務していた臨時職員 72 人のうち、夏の期間に勤務した 3 人を除く全員に臨時職員として勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同職種の同僚の標準報酬月額から、申立期間①の標準報酬月額を 18 万円、申立期間②、③及び④の標準報酬月額を 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の事は書類が無く不明と回答しているが、仮に、事業主から被保険者資格の取得届及び喪失届を提出された場合には、各々 4 回提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所 (当時) が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 60 年 12 月から 61 年 3 月までの期間、61 年 12 月から 62 年 3 月までの期間、62 年 12 月から 63 年 3 月までの期間及び 63 年 12 月から平成元年 3 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年12月30日について、その主張する標準賞与額(44万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(当該期間に係る訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成16年12月30日及び17年8月12日について、その主張する標準賞与額(35万2,000円及び21万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を35万2,000円及び21万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月30日
② 平成16年12月30日
③ 平成17年8月12日

申立期間①については、平成15年12月30日に44万円の賞与が支払われているが、国(厚生労働省)の記録では、標準賞与額が4万4,000円とされている。

申立期間②及び③については、平成16年12月30日に35万2,000円、17年8月12日に21万円の賞与が支払われているが、国(厚生労働省)の記録に標準賞与額の記載が無い。

賞与の支給額が確認できる資料があるので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主提出の賞与明細書及び給与台帳から、申立人は、申立期間①においてその主張する標準賞与額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間については「会社の記載ミスであった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する平成15年12月30日の標準賞与額（44万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（当該期間に係る訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、前述の賞与明細書及び給与台帳から、申立人は、申立期間②及び③において、その主張する標準賞与額（35万2,000円及び21万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間については、「賞与支払届の提出が漏れていた理由については、時間も経過しているため不明。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効より消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、行ったとは認められない。

旭川厚生年金 事案432

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成3年3月26日に、厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月26日から同年3月26日まで

社会保険事務所で、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、平成3年3月はA有限会社で25日まで働いていたのに、資格喪失日が同年2月26日となっていた。会社が社会保険事務所から交付された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記載で、資格喪失日が同年3月26日と確認できるので、資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A有限会社が提出した申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」、「所得税源泉徴収簿（平成3年分）」及び「雇用契約書」により、申立人が申立期間において勤務していたことが確認できる。

また、前述の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、退職日は平成3年3月25日、資格喪失日は同年3月26日と記載されており、社会保険事務所の同年3月27日付けの受付印及び同年3月29日付けの確認印が確認でき、オンライン記録では確認印の日付けと同日の同年3月29日に資格喪失日を同年2月26日と入力処理していることが確認できる。

このオンライン記録処理について、日本年金機構B事務センターは「入力処理を誤ったことが思慮される。」と回答している。

さらに、現在の事務担当者は、A有限会社では、申立期間当時の厚生年金保

険料は、当月控除であったと証言しており、平成3年分の所得税源泉徴収簿より、同年1月及び同年2月の給与からは、厚生年金保険料が控除され、同年3月の給与からは保険料の控除が行われていないことが確認できる上、申立人は、同年11月11日から再度、A有限会社で勤務しており、その際には、11月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、同社の保険料控除の取扱いは、当月控除であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する平成3年3月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成3年分の所得税源泉徴収簿より、18万円とすることが妥当である。

旭川厚生年金 事案433

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月1日から40年11月1日まで
② 昭和40年11月1日から43年4月1日まで
③ 昭和43年12月2日から44年9月26日まで

脱退手当金が支給されたと記録されている時期は、申立期間③のA協同組合で勤務していた。昭和45年11月23日に勤続3年表彰を受けており、退職したのは46年1月ころだと思う。当時、厚生年金保険制度については分からなかったし、脱退手当金の制度も知らなかった。

申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は脱退手当金が支給されたと記録されている時期（昭和45年8月27日支給決定）は、申立期間③のA協同組合で勤務していたので脱退手当金は受け取っていないと主張しているところ、同僚の証言及びB町商工会長名の昭和45年11月23日付けの「勤続3年表彰」から、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる期間の前後の期間についても勤務していたことがうかがえるものの、元事務員（現理事長）は、「厚生年金保険の加入基準を満たしていない場合を除き、加入しないで勤務していたことはあり得ないし、正職員であれば必ず加入させていた。申立人は、厚生年金保険の加入期間以外の期間は加入基準を満たさない臨時職員であった。届出手続等は適正に行われ

ており、加入していない期間に保険料を控除することはあり得ない。」と証言しており、「勤続3年表彰」について、B町商工会では、「平成7年度に表彰規定が改正されているが、1か月120時間以上勤務するパートは表彰の対象とし、社会保険に加入していることを条件としているものではなく、事業主の申請があれば、厳格な勤務年数の確認行為はしていなかった。当時も同様の基準で選考していたと想像される。」と回答している上、A協同組合が保管している申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（昭和43年12月2日取得）」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失通知書（昭和44年9月26日喪失）」の記録は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致することから、申立人は、当該事業所において、申立期間③以外の期間は厚生年金保険に加入していなかったものと推認できる。

このほか、申立人からの聴取においても受給した記憶が無いというほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案434

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年6月から同年9月まで
② 昭和32年4月から33年5月まで
③ 昭和35年9月から36年2月まで

申立期間①については、公共職業安定所の紹介により、宣伝カーの運転業務に従事した。車体に「A商店」と表示されていた記憶があるが、勤務していた会社名は定かではない。

申立期間②については、当初、日雇いとしてB駅で貨物の運搬作業に従事していたが、大型自動車の運転免許を取得したので転属になり、C株式会社D営業所（適用事業所名称は、C株式会社E支店）で臨時員としてトラッククレーンの運転や作業の仕事に従事した。

申立期間③については、前職場を退社し仕事を探している際、先に辞めていた同僚の紹介で株式会社F（現在は、有限会社G）に入り、臨時社員としてシャッター製作に関係する作業に従事した。

申立期間①から③について勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は宣伝カーの運転業務に従事しており、車体には「A商店」と表示されていた記憶があると申述している。

しかしながら、当該事業所名での厚生年金保険の適用事業所の記録は無く、同事業所に係る商業登記簿謄本も見当たらない。

また、申立人は、事業主及び同僚の名前も記憶していないことから、証言等からも事業所を特定できない上、H株式会社（創業当初は、I商店）は、「宣伝カーの運転業務はあったが、本社人事部で保管する記録は、昭和35年から

のものであり、それ以前については、資料が無い。」と回答しているため申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる証言及び関連資料等は得られなかった。

申立期間②について、申立人が記憶している元上司の厚生年金保険の加入記録から、申立人が申立期間当時にC株式会社D営業所に勤務していたことはうかがえるが、当該元上司は既に死亡しており、このほかに同僚の名前も記憶しておらず、申立人の勤務実態を特定できる証言及び関連資料等は得られなかった。

また、申立期間当時に、C株式会社E支店において厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち連絡の取れた9人全員が申立人のことは知らないと言っている上、このうち二人（臨時職員）は、厚生年金保険の加入記録より以前から同社に勤務していると回答しており、一人は2年11か月、もう一人は3年5か月の厚生年金保険の未加入期間があることから、同社の臨時職員については、入社当初から厚生年金保険に加入させる取扱いとはしていなかったものと考えられる。

さらに、これら二人からは、厚生年金保険に未加入となっている期間において、給与から厚生年金保険料を控除されたことをうかがわせる証言等は得られなかった。

申立期間③について、申立人が勤務したと主張する株式会社Fは、商業登記簿謄本から昭和28年9月1日に設立され、現存事業所であることは確認できるが、オンライン記録によれば、厚生年金保険の適用事業所となった記録は無く、事業主からも申立期間当時の状況に関する証言を得られない上、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる証言及び関連資料等は得られなかった。

このほか、すべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 13 日から 46 年 4 月 10 日まで

A株式会社にて、昭和 41 年 4 月から現在まで勤務しているが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。夏の間は働いて、冬の間は失業保険をもらっていたのを記憶しており、失業保険をもらわなかった年は無かった。

同社の社長に確認したところ、間違いなく掛けていたと話しており、申立期間についても、勤務条件や勤務内容に違いは無いので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和 41 年 4 月 20 日取得から同年 12 月 12 日離職まで、42 年 5 月 8 日取得から同年 12 月 10 日離職まで、43 年 4 月 15 日取得から同年 12 月 15 日離職まで、44 年 4 月 10 日取得から同年 12 月 8 日離職まで、及び 45 年 4 月 5 日取得から同年 12 月 15 日離職まで）から、申立人が当該雇用保険の加入期間において、A株式会社にて勤務していたことは認められる。

しかしながら、雇用保険の加入記録、及び申立人が冬期間は失業給付を受けていたと述べていることから、申立人は当時、季節雇用者であったと考えられる上、A株式会社において、雇用保険の加入記録が確認できた者で、当該加入期間が 1 年未満となっている者（季節雇用者と考えられる。）のうち、厚生年金保険に加入しているのは、41 年度は 17 人、42 年度から 45 年度までは 0 人となっている一方、申立期間において厚生年金保険の資格を取得している 26 人全員について、当該加入期間及び回答内容から通年雇用者と考えられる。

また、雇用保険の加入記録から季節雇用者と思われる複数の同僚について、申立人と同様に、雇用保険の加入記録が存在するものの、健康保険厚生年金

保険被保険者原票によれば、厚生年金保険の加入記録は存在しておらず、現在の社長（当時は、営業担当の社員）は、「季節雇用者は、申し入れにより厚生年金保険に加入していたと思う。」と回答していることを踏まえれば、当時、当該事業所では、通年雇用者だけを厚生年金保険に加入させ、季節雇用者については厚生年金保険に加入させる取扱いとはしていなかったものと推認される。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は見当たらないことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が欠落したとは考え難く、このほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は得られなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。